

在宅医療点数改定に関する緊急アンケートの結果

2014年3月13日

埼玉県保険医協会

1 アンケートの目的

2月12日の診療報酬改定答申において、在宅医療点数の「同一建物患者」への訪問診療、在宅療養支援診療所での在宅時医学総合管理料などで50%～75%診療報酬が引き下げられた。

今回の大幅引き下げは、「在宅患者紹介ビジネス等による不適切事例の適正化」によるとされているが、現状では在宅医療を行うすべての医療機関が対象となっており、その影響は甚大である。

在宅医療を行う医療機関を対象に緊急アンケートを行い、影響を調査した。

2 実施要件

実施期間 3月4日～3月10日

実施数 176件（会員で在宅医療を実施している医療機関）

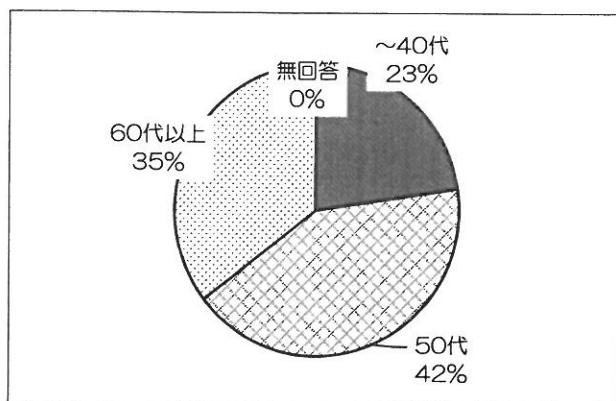
回答数 31件（回答率17%、3/12現在）

※埼玉県内の状況

支援診療所の総数 482件【強化型(単独) 7件、強化型(連携) 131件】

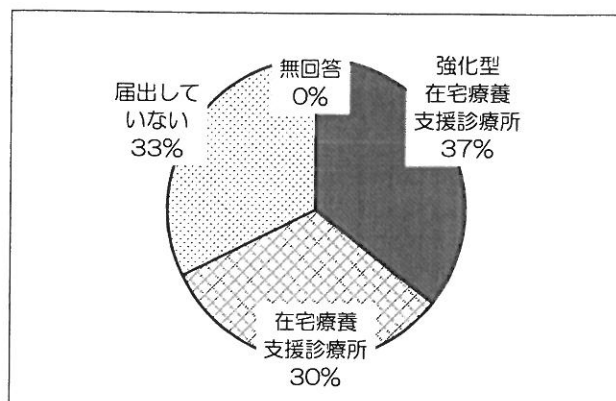
設問Ⅰ 先生の年齢

	件数	%
～40代	7	22.6%
50代	13	41.9%
60代以上	11	35.5%
無回答	0	0.0%
計	31	



設問Ⅱ 在宅療養支援診療所を届出していますか

	件数	%
強化型在宅療養支援診療所	11	35.5%
在宅療養支援診療所	10	32.3%
届出していない	10	32.3%
無回答	0	0.0%
計	31	



設問Ⅲ 同一建物居住者の対象となる患者は何人いますか
(概算、10人単位でお答えください。複数回答可)

① 影響のある施設と患者の合計人数

施設名	人数
有料老人ホーム(特定)	499人
グループホーム	312人
サービス付き高齢者住宅	145人
その他(在宅医学総合管理料算定)	85人
マンション等集合住宅	82人
養護老人ホーム(110人以下)	60人
その他(特定施設入居時等医学総合管理料算定)	10人
有料老人ホーム	8人
計	1201人

② 1回答者が対応している患者数

患者数	回答者数
100人以上	4人
50～99人	5人
10～49人	7人

③ 回答者の主な訪問先の施設

施設の種類	回答者数
グループホーム	7人
サービス付き高齢者住宅	3人
有料老人ホーム(特定)	5人
養護老人ホーム(110人以下)	1人

(C) 現状から医療機関に被る影響額はどの程度になるとお考えですか？

○ 影響金額の大きい例

届出種別	減収見込み(月額)	患者数	訪問先	主な訪問先(上位2種)
1 強化型在宅療養支援診療所	700万円	310人	3種類	有料老人ホーム(特定)、マンション等集合住宅
2 強化型在宅療養支援診療所	400万円	195人	5種類	有料老人ホーム(特定)、グループホーム
3 強化型在宅療養支援診療所	386万円	101人	5種類	サービス付き高齢者住宅、グループホーム
4 在宅療養支援診療所	230万円	70人	2種類	グループホーム、有料老人ホーム(特定)
5 在宅療養支援診療所	200万円	100人	1種類	有料老人ホーム(特定)
6 在宅療養支援診療所	200万円	50人	1種類	サービス付き高齢者住宅
7 強化型在宅療養支援診療所	100万円	40人	1種類	グループホーム
8 強化型在宅療養支援診療所	70万円	23人	2種類	有料老人ホーム(特定)、その他(個人宅)
9 在宅療養支援診療所	50万円	16人	2種類	有料老人ホーム(特定)、有料老人ホーム
10 在宅療養支援診療所	48万円	15人	1種類	グループホーム

(D)「同一建物居住者」への在宅医療点数の大幅引き下げについて、どのように感じていますか？

*～40代・強化型在宅療養支援診療所

・まさに暴挙であり、強い憤りを感じます。

・ドラスティックすぎる。一回に1カ所で大勢の診察という意味では訪問診療料の引き下げはやむをえないかもしれない。ただし、在宅時医学総合管理料は24時間でコールを受け、対応を行う体制をとって、事あらば実際に対応する部分への評価が大きいはずである。こういった状態悪化のコールは患者さん各人で起こるものであり、訪問のよう一度ですむという性質のものではない。施設からは各個人への対応の電話や往診依頼が一般戸建て訪問の在宅よりはむしろ多い傾向がある。今回の引き下げの診療報酬では、実際の労働や手間に見合わないの、施設担当医を辞めるとお考えになる先生が多く出てくるのではないかと。

・施設の元々の基準でも問題があるのに一般のマンション・アパートにたまたま他の要介護の人が居ると診療が事実上できないのは大問題である。現在関連する在宅患者はいないが、いつ同じ状態になっても不思議ではない

*～40代・在宅療養支援診療所

・同一建物か否かによらず、移動に関しては通常の訪問より時間は短縮されない。診療内容に差はなく、時間外の24時間対応については同一施設かどうかは無関係である。現状の改定となれば、医院を閉鎖するか施設入居者の診療をお引き受けできず、さらに医療難民が増えると思われる。

・当施設には直接的影響は今回はないが、在宅療養を推進している現状と相反するような今回の改定は納得しがたいものであると感じました。在宅医療を行っている、又、今後在宅医療に力を入れていこうと考えている医療機関にとって安心して続けられる改定であることを望みます。

*～40代・届出なし

・確かに引き下げ率75%はただ驚くしかありません。今後その他の点数も同様のことが起こるのではないかと心配してしまいます。

*50代・強化型在宅療養支援診療所

・公団やマンション等は基本的に別世帯と考えるべき。介護保険に関連した施設の引き下げについてはやむを得ないと思います。実際に労力以上の利益を得ている医療機関が存在していると思われます。

・患者様にかける時間や労力を考えると急な大幅引き下げは在宅医療の存続問題につながると思う。

・強化型在宅療養支援診療所で連携体制を作っているが、今回の改定をふまえて、この4月から現行の訪問医をひきあげると通告されて、我々のグループへ訪問依頼をしてきたグループホームがすでに2件ある。

・院内処方しているところでも、往診や訪問診療は成り立たなくなる。特にアリセプトやARBを処方しているところ。院外処方でも、よっぽどボランティア精神旺盛な先生でないやっつけられない。訪看を雇うとか、人を使ったり雇ったりということもできなくなる。特にグループホームへの訪問診療や往診は手間暇がかかる。夜は介護士のみで看護師はいないし、その分往診依頼の電話がかなり多い。それだけ労力をかけて、家族サービスもままならず、24時間休みなく頑張っている医師を、最後にこんな改定で突き落とすとは・・・在宅診療をやっている医師が報われないし、辞めてしまうところがどんどん増えてしまうと思う。実際に、在宅診療を続けられないので代わりにお願いしたいという依頼が1件来ている。代わりに行ったとしても収入が増えるわけではないし、かえて赤字続きになる。在宅診療をしている医師を意気消沈させてしまうような改定だ。それでも私は辞めませんが、お金がとか、収入がとかではなく、本当に患者さんのことを考えた医療というものができなくなる。地域医療の崩壊に繋がりがかねない。

* 50代・在宅療養支援診療所

・在宅医療をやめてほしいと厚労省は考えているのか・・・と思った。真面目に取り組んでいる在宅医をきちんと見極めてほしい。

・今度更に在宅点数が下がるだろう。医者に対する侮辱であり、国の暴挙に対し憤りを感じる。

・一部反社会勢力を中心とした悪徳ビジネスの影響で我々真面目に診療している人たちが理不尽な事を受けるのは怒りさえ感じる。国のやり方の理不尽さを改めて感じる。

・まじめにきちんと1人1人診療して対応しているドクターにとっては全く評価されない点数で、今後施設の在宅診療を断るケースが急増しそうです。施設での在宅診療は崩壊してしまいます。

・在宅医療ビジネスに一部関わっただけで全体を下げたということは、在宅医療をするなという意思表示に見えます。

* 50代・届出なし

・医療点数の大幅な引き下げは、最終的には患者様が十分な医療を受けることが出来なくなると懸念される。

・引き下げそのものは妥当だと思うが、下げ幅は大きすぎると思う。

・不合理と感じます。施設患者への差別です。

* 60代以上・強化型在宅療養支援診療所

・マンションを「同一建物居住者」とするのは問題です。一戸として居住しており、近所付き合いのない人が殆どです。マンションのみは普通の戸建て同等に扱うべきで、施設と一緒にすることの意味が分かりません。今後、現在推進中の高齢賃・サ高賃への訪問診療誘導が行われると思いますが、その対策が今から出ているのかと思います。

・施設医療の崩壊である。

・同一建物内においても、患者さん一人一人個別の医療と考えれば、「同一建物居住者」そのものが不適当と考えます。

* 60代以上・在宅療養支援診療所

・今回の引き下げは酷すぎる。グループホームの在宅診療を断ろうかと検討している。

* 60代以上・届出なし

・130回/月訪問診療してます。現行より前の算定では、同一時同一場所複数名の往診の場合、1名往診料。他は外来と同じ再診、外来管理加算。せめてそれならば納得できるのですが。

・現在、在宅医療を行っていませんが、20年後の春日部を考えますと、(日本一高齢者の多い町になるでしょう)このような点数改悪はどこから出てくるのでしょうか。武里団地はどのように考えたらいいのでしょうか?在宅患者様が皆同様の医療を受けられるようになって欲しいと思います。

・来るべきものが来た。